

令和5年

公益財団法人

日本フードバンク連盟

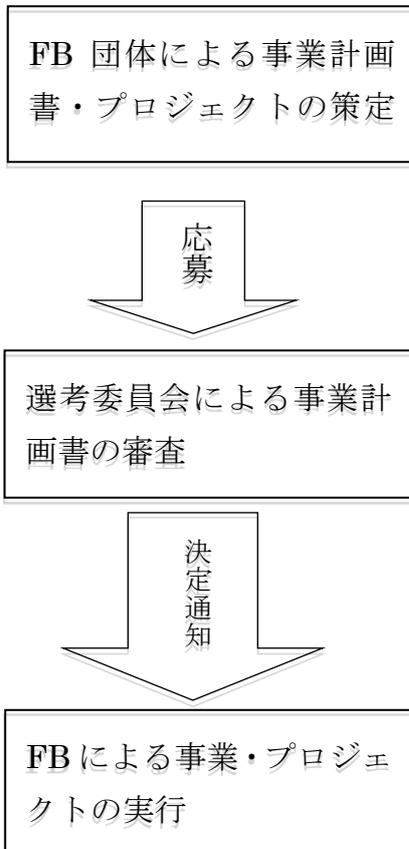
フードバンク助成金

【第1回募集要項】

令和5年6月

助成金事務局 03-5825-4051

〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-5-1 水田ビル3階



【応募期間】

2023年 6月 1日 (木) ~ 7月31日 (月) [当日必着]

電子申請 (メール添付) 推奨

【1. 目的】

本助成金は応募するフードバンク団体に対して、さらなる発展と成長を実現するために計画された革新的なプロジェクト（以下、イノベーション）に要する経費の一部を助成します。イノベーションにより、団体価値の増幅と活動の活性化を実現し、地域コミュニティにメリットをもたらすことを期待しています。

【2. 助成対象者】

助成金の交付対象は、以下の各号に掲げる条件を満たすフードバンク活動団体とします。

- (1) 法人の事業計画を定めていること
- (2) 経理及び監査を適切に行うための体制を備えていること
- (3) 応募の時点における最新のフードバンクガイドラインを遵守すること

【3. 助成対象事業・プロジェクト】

本助成金はイノベーションを目的とした・活動やプロジェクトに対して幅広く助成されます。

<注意>通常活動の運営費は対象外（人件費、家賃、車両費、倉庫費用など）ですが、目的によっては可能ですので事前にご相談ください。

※イノベーションの定義（内閣府）

日本語ではよく技術革新や経営革新などと言い換えられていますが、イノベーションはこれまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指します。

【4. 助成期間】

第1回募集に係る本助成期間は、交付決定日から2023年12月末日となります。

【5. 助成対象経費】

イノベーションを目的としたプロジェクト実施のために必要となる経費となりますが、以下の①と②の条件をすべて満たすものを対象とします。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

助成の対象となる経費は、イノベーションを目的としたプロジェクトの遂行にあたり通常必要とされる直接的な費用とし、諸給与などの間接的な費用は除くものとします。ただし、プロジェクト遂行のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金は、この限りではありません。

【6. 助成金額】

1 団体の上限を 20 万円とします。

【7. 応募件数】

同一団体での応募は、1 件とします。

【8. 応募方法および手続きの概要】

(1) 募集期間

6 月 1 日 (木) ~ 7 月 31 日 (月) [当日必着]

(2) 提出先 (問合せ先) 等

※電子申請 (メール添付) を推奨します。

送付先 info@foodbanking.or.jp

※郵送の場合

公益財団法人日本フードバンク連盟

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 4-5-1 水田ビル 3 階

(3) 提出方法等

以下の提出必要書類を、電子申請または郵送にて提出してください。

(ご持参での受付はしておりませんので、ご了承ください。)

尚、メールのタイトル (または封筒) に「助成金応募書類在中」と記載してください。

※郵送の場合は、必ず郵送にて提出した旨の連絡を電子メール info@foodbanking.or.jp までするようにお願いします。

(4) 提出書類

- ① 事業計画書 1部
- ② 別紙1～3 各1部
- ③ 補足説明書類 1部

(プロジェクトに係るパンフレット、技術資料などで、印刷物(紙)に限ります。)

※補足説明書類は、A4サイズで3枚程度までです(A3サイズの折りたたみは不可とします。)

- ④ 登記簿謄本または履歴事項全部証明書(3ヵ月以内) 原本1部

※法人格を持っていない団体に関しては、別途、問い合わせの上、相談してください。(問い合わせ先はこちらまで info@foodbanking.or.jp)

【9. 選考】

選考は、選考委員会により資格要件等及び事業内容等の審査を行います。審査の手順は、選考委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき、審査します。

○主な着眼点は、以下のとおりです。

1. プロジェクトの革新性
2. プロジェクトの社会的インパクト
3. プロジェクトの実現可能性
4. プロジェクトの継続性

助成金の交付を決定したときは、助成対象法人に対し書面（助成金決定通知）により通知します。

【10. 助成金の決定通知及び交付】

助成金の交付を決定したときは、助成対象法人に対し書面（「助成金決定通知」）により通知します。通知後、採択された法人より助成金交付申請書の提出等、助成金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

【11. 助成金の交付方法】

補助金の交付については、年内にご指定の口座へお振込みいたします。

【12. 報告】

助成事業の完了後、30日以内に完了報告書を提出して頂き、実施したプロジェクト内容の検査と経費内容の確認を行い、交付金額との整合性を確認します。